

公益社団法人日本トライアスロン連合 (JTU)
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 遵守状況の自己説明

Table with 5 columns: 審査項目通し番号, 原則, 審査項目, 2023年度 自己説明, 証憑書類. It contains two rows of self-explanation data for JTU regarding organizational management and human resource development.

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
3	【原則1】組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>財務の健全性確保に関する短期計画は、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の実態や見込みについて事務局、専門委員会、外部コンサルタント等に意見を募り、策定の上、理事会で審議承認を行い、財務の健全性を確保した監査報告書とともに内閣府に提出する。内容はHPで公表している。</p> <p>中長期財務計画は、中長期計画をベースに外部コンサルを入れ、コロナの影響、東京オリパラの影響なども考慮し、2022年度以降の中期財務計画（5年計画）を策定。。同時にマーケティング活動等に関して、2020年度の設置したマーケティング事業局を軸に、外部有識者と事務局、専門委員会、顧問等からは幅広く意見を募り、中長期計画と連動し、最新のポリシーやアクションプランを随時策定し推進している。</p> <p>また国際的な経済不安、円安の影響に対しては、危機管理対策チーム（執行部会）でも連携の上、短中長期的な影響を適宜審議の上、財務の健全性の確保に努める。</p>	<p>8) 定款 9) 経理規程 10) 事務局規程 11) 中央競技団体の経営力強化推進事業（関連資料） 12) 中長期財務計画書 13) 承認理事会議事録 107) 事業計画書・収支予算書・監査報告書HPコピー https://www.jtu.or.jp/organization/jigyo/</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
4	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	1) 役員のうち監事については外部有識者（専門職／特定行政書士・弁護士・会計士）が就任 ・現状：現在外部理事（医師・弁護士等）18%（6/34名）、女性理事38%（13/34名）。また、アスリート委員会から2名（オリンピック・パラリンピアン）、オリンピックから1名・パラリンピアン2名（アスリート委員除く）を理事に配置。業務執行理事に2名女性執行理事を配置。理事定数35名の枠に対して1名空きがあり、外部女性理事の登用を検討（2024年社員総会）。 ・ポリシー：女性及び外部有識者の登用は、IF /AFの方針からも1990年代から推進されてきており、ガバナンスコード 適用に限らず、組織が自発的に取り組む方針。 ・目標：短中長期において2030年に女性理事40%の輩出を目標に定め、「役員選任規程」において「理事候補者のうち 40%以上を女性候補者、25%以上を学識経験者とするよう努めるものとする。」と人数計画を設定。女性役員を将来50%の比率する方針をIFが掲げており、人材の育成・外部からの登用を継続検討する。 ・方策： オリンピック・パラリンピックの統括団体として、パラスポーツに関する施策などの推進にあたり、理事定数の増員を2022年6月に行った。今後は、専門委員会委員への積極的に女性を登用し理事役員候補の育成を講じ、地域ブロック選出理事からの女性の登用を目指す。学識経験者の登用を地域連携や顧問参加からの推薦により候補者リストを作成し検討を行う。また、EDIの観点も考慮し、トランスジェンダーなどの議論が推進できる人材の発掘も視野に入れる。	14) JTU短中長期計画 15) 役員選任規程 16) 役員名簿
5	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	「評議員会」はなく「社員総会」のため対応必要なし。	
6	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・定款 第 36 条および専門委員会規程に基づき、アスリート委員会を設置し、定期的に委員会会議を開催している。 ・理事会にアスリート委員長が出席し、理事会に意見具申するとともに理事会の諮問に応じている。 ・アスリート委員2名が（男女各1名づつ・オリパラから1名づつ（計2名））を理事に就任している。 ・アスリート委員はオリ・パラ・マルチスポーツと各種目の現役選手をバランスよく配置し、全強化指定選手の中からの自薦他薦により選出を行なった。 ・JPC/IF/AFのアスリート委員会にも委員を輩出し、IF・AF・NOC・NPC・TOCOCと他方面でアスリート委員会活動を推進し、スポーツ界全体にアスリートの意見を組織運営に反映させる体制を講じている。	17) アスリート委員会規程 18) アスリート委員会の委員名簿 19) アスリート委員会のあり方 20) アスリート委員会推薦案内 21) アスリート委員会（委員長・副委員長・理事） 22) 理事会議事録 23) アスリート委員会の議事録 24) IF理事就任関連リリース 25) 定款 26) 専門委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
7	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・理事からなる執行部体制により意思決定の迅速化を図っている。また、事業の実効性を確保させるため各理事を担当部署（専門委員会など）へ配置済み。 ・オリンピック・パラリンピック競技大会を終え、オリパラ統括団体として、パラスポーツのさらなる推進などを鑑み、業務内容の多様性から現在の理事30名から5名の理事の定数増員した（2022年6月）。 ・2022/10/31現在の理事35名の内訳（11地域ブロック選出理事11名、業務執行理事10名（役職者・IF委員役員・役割別含む）、アスリート委員会選出理事2名、オリンピック1名、パラリンピアン2名、外部有識者含む9名） ・本会の歴史とIF・AF方針から、地域性重視は、重要な適性組織構成である。また、3種目の競技から成り立つ競技特異性から、現時点では地域ブロック及び地域育成普及担当の比率3分の2以上とし、地域の声を反映させることから現在の構成が適性であると判断している。 	27) 役員名簿
8	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・トライアスロン競技は生涯スポーツという競技の特性上、こどもから、80代までの幅広い年代の選手が同じ競技会で競技を行う。また、審判員・指導者も70歳以上であっても業務に支障なく受け入れている。年齢を問わず、競技の発展に向け役員に登用する可能性もあることから、理事就任時に年齢制限を設けることは得策でないと判断されるため、理事の就任時の年齢に制限を設けず、在任期間の制限を設け、新陳代謝を図る仕組みの整備を行う方針で対応を進めていた。これは国際（IF）、アジア（AF）も同方針を加盟NFに示している。本ガバナンスコードの審査項目への適用を行うため、2021年6月の審議において「理事就任時の年齢は80歳以下を基本的な指針」が承認された。 	28) 細則 29) 役員選任規程 30) エイジグループランキング概要・リザルト 31) 関連リリースコピー 32) 参加者属性一覧
9	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・細則 第11条で役員再任の制限について「在任期間が同一職において連続 10 年を超えてはならない。」と制限を設け、2021年6月社員総会から施行している。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではない。 (1) 当該理事が在任期間中に World triathlon(国際トライアスロン連合)及びアジアトライアスロン (AF) 等の国際スポーツ組織の役職者として就任している場合 (2) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上及び中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事として務めることが不可欠である特別な事情があるとの「役員候補者選考委員会」の評価に基づき、理事として選任された場合 	28) 細則 29) 役員選任規程
10	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> ・「役員選任規程」において理事会とは独立した機関として外部有識者含む「役員候補者選考委員会」を設置している。 ・構成員及び運営について「役員候補者選考委員会規程」を設置し、外部有識者を構成員に加えることを規程している。 	29) 役員選任規程 30) 役員候補者選考委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
11	【原則3】組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要ない規程を整備すること	「倫理規程と倫理委員会細則」第6条（一般社会人としての社会規範に関する事項）において社会規範としての慣習、道徳、法律の遵守に関する事項を定めている。追加の規程の必要性や既存の各種規定の更新などについては随時検討や外部コンサル、外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	89) 倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則
12	【原則3】組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。追加の規程の必要性や既存の各種規定の更新などについては随時検討や外部コンサル、外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	80) 定款 83) 経理規程 86) 役員等旅費規程 88) 謝金支給規程 93) 感謝状贈呈基準 94) 専門委員会・組織運営規程 96) 事務局規程
13	【原則3】組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。追加の規程の必要性や既存の各種規定の更新などについては随時検討や外部コンサル、外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	92) リスク管理規程 97) 個人情報保護方針 99) 情報開示規程 95) 専門委員会・事務局ガイドライン 96) 事務局規程
14	【原則3】組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。追加の規程の必要性や既存の各種規定の更新などについては随時検討や外部コンサル、外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	85) 役員報酬規程
15	【原則3】組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。追加の規程の必要性については随時検討や外部コンサル、外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	84) 寄附金等取扱規程 82) 財産管理規程
16	【原則3】組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・IFが定めるイベント・オーガナイザーズ・マニュアル（EOM）及びIFとの大会開催契約書（第7-9条）において、放映権利や商品化など権利、肖像管理などに財政的基盤を整えるための記述が明記されている。 ・定款 第3章 会員において（3）賛助会員制度を設置し、法人の目的に賛同し、事業を援助する個人、法人又は団体から入会金を得る制度を設けている。追加の規程の必要性については随時検討や外部コンサル、外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	96) 事務局規程 82) 財産管理規程 34) イベント・オーガナイザーズ・マニュアル（EOM） 35) 大会開催契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
17	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・エリート選手（各年代代表含む）に関わるすべての派遣大会において、出場基準、選考基準、推薦基準を理事会決裁にて整備している。各選手の権利保護を目的に強化指定選手合意書を設け、選手の義務と権利、肖像権などの権利、語学検定の履行などの項目について、NFと選手間で合意書を策定している。 ・アスリート委員会を設置して、アスリートの権利の保護を図っている。 ・通報相談処理規程において、アスリートの権利保護に関する体制を整備している。 また、追加の規程の必要性については随時検討や外部コンサル、外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	36) 強化指定制度 68) 各種基準公開ページ 37) 各種選考基準・推薦基準 38) 強化指定選手合意書 90) 通報相談処理規程 17) アスリート委員会規程
18	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・国際審判（テクニカルオフィシャル）海外派遣に関する規程を設置し、国内外の審判員の選考基準、派遣規程を明文化している。 	39) 東京2020大会NTO選考関連書類 40) 国際審判（テクニカルオフィシャル）海外派遣に関する規程 41) 国際審判（テクニカルオフィシャル）資格取得および更新に関する規程 42) 技術代表（TD）と審判長（HR）の推薦と承認基準
19	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	顧問弁護士との契約、監事（公認会計士、特定行政書士、弁護士）への日常的に相談ができる体制が整備されている。さらに今後、分野別に広げることが協議していく。	43) 顧問弁護士契約 27) 役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
20	【原則4】コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<ul style="list-style-type: none"> ・設置済み。既存の倫理委員会と連携し組織内のコンプライアンス徹底を図る。年1回以上委員会会議を開催している。 ・コンプライアンス委員会は理念や概念の啓発と普及・教育を担当 ・倫理委員会は倫理コンプライアンス規程に違反する事例の対処にあたる実務・執行の役割であり、理事会への審議依頼を行う。 ・両委員会は、案件が発生した場合も原因究明と再発防止の観点を連携する必要がある、専門委員会規程で役割は明文化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 44) 組織図 45) 専門委員会・組織運営規程 46) コンプライアンス委員会名簿 89) 倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則 110) コンプライアンス委員会会議録
21	【原則4】コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	連携をする倫理委員会に弁護士及び外部有識者を配置。	46) コンプライアンス委員会 委員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
22	【原則5】コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>・NF役職員向けには、定期的に啓発のための資料を回覧し、理事会ごとにこれらの補足説明、質疑応答により意識向上を促す。トライアスロン・パラトライアスロンフォーラムやコーチングシンポジウムなどの研修会でインテグリティ教育セッションを設け、理事・顧問、都道府県加盟団体の役職員に対し、コンプライアンス教育を実施している。</p> <p>・都道府県毎にコンプライアンス担当者を1名配置し、中央競技団体と連携を推進し、都道府県加盟団体内でのコンプライアンス教育関連の促進を図る。</p>	<p>47) トライアスロン・パラトライアスロンフォーラム要項</p> <p>53) コーチングシンポジウム研修要項</p> <p>55) ハラスメント対応に関する確認（通報相談窓口・相談後の対応）</p> <p>49) 情報セキュリティ関連喚起メール</p> <p>50) 関連周知メール</p>
23	【原則5】コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>・NF強化指定選手及び公認指導者に対しては、合宿やシンポジウムなどでのJOCインテグリティ教育プログラムと連携を行いナショナルトレーニングセンター及び競技別NTCにて研修を実施。さらに、ウェブサイトやメールを活用し関連情報を掲載・配信し周知を行う。</p> <p>・都道府県毎にコンプライアンス担当者を1名配置し、中央競技団体のコンプライアンス委員会との連携を緊密化し、都道府県加盟団体内でのコンプライアンス教育関連の促進を図る。さらに、コンプライアンス関連案件の発生時における迅速で適切な対応ができる態勢を確立する。</p>	<p>51) インテグリティ教育プログラム実施計画</p> <p>52) 実施合宿開催案内・研修実施概要</p> <p>53) コーチングシンポジウム</p> <p>54) コンプライアンス委員会からの情報配信メール</p> <p>55) ハラスメント対応に関する確認（通報相談窓口・相談後の対応）</p> <p>49) 情報セキュリティ関連喚起メール</p> <p>56) JTU通報相談窓口情報</p> <p>57) アスリート・指導者 各種連絡窓口</p>
24	【原則5】コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>・公認審判員・テクニカルオフィシャルのコンプライアンス教育においては、テクニカルガイドライン、技術審判ルール等を利用し、大会事業などと連携し研修を実施している。また、全国レベルでのセミナーが年1回開催され、これを教育の場として活用する。これらの報告書類はウェブサイトで公開し意識向上と実質的な技術向上を促す。</p> <p>・都道府県毎にコンプライアンス担当者を1名配置し、中央競技団体のコンプライアンス委員会との連携を緊密化し、都道府県加盟団体内でのコンプライアンス教育関連の促進を図る。さらに、コンプライアンス関連案件の発生時における迅速で適切な対応ができる態勢を確立する。</p>	<p>58) 審判員育成プログラム骨子</p> <p>59) 東京2020大会NTOミーティング概要</p> <p>60) インテグリティ教育資料の回覧メール</p> <p>61) 審判技術セミナー開催概要</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
25	【原則6】 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専 門家のサポートを日常的に受ける ことのできる体制を構築すること	・監事として、弁護士、会計士、特定行政書士の3名を置き、監査においてはそれぞれの専門分野の知識・知見をもとに役員の業務、 会計の合法性、等を厳密に監査を実施している。顧問弁護士契約も行き、対応が必要な事象が発生した場合に、迅速に相談と対 応ができる体制を構築している。また、日常においても監事の専門分野にかかわる事項に関しては、定期的に相談・検討を行い、そのう えでさらなる専門家に依頼するなどの根拠を得ている。	80) 定款 62) 顧問弁護士契約書 63) 組織図 64) 顧問税理士事務所概要 65) 監事による監査報告書
26	【原則6】 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に 行い、公正な会計原則を遵守す ること	・弁護士・税理士と顧問契約を結び、日常の会計処理・月次・四半期・決算において常に連携を取って、公益社団法人として適切な 会計処理を行い、計算書類等の作成を行っている。	80) 定款 62) 顧問弁護士・税理士契約書 63) 組織図 65) 監事による監査報告書 16) 役員名簿
27	【原則6】 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求められ る法令、ガイドライン等を遵守す ること	・会計担当者が、法令・ガイドラインを熟知し、日常の処理においてそれらを順守するとともに、【原則6】(1)の通り各専門家における監 査を行い検証している。	66) JSC会計の手引き

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
28	【原則7】適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法令 に基づく開示を行うこと	・財務情報等については、法令に基づき、JTU公式サイトに開示している。 https://www.jtu.or.jp/organization/report/	67) 決算・予算報告
29	【原則7】適切な 情報開示を行うべ きである。	(2) 法令に基づく開示以外の情 報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選 考に関する情報を開示すること	・主たる国際大会や選手権、等への選手選考に関しては、その基準とともに、それにかかわる情報や結果をJTU公式サイトと公式SNS にて開示する。必要に応じて説明会の開催や補則資料の開示等を選手、役員、スタッフ等に行う。	68) 各種基準公開ページ 37) 各種選考基準・推薦基準
30	【原則7】適切な 情報開示を行うべ きである。	(2) 法令に基づく開示以外の情 報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に 関する情報等を開示すること	・情報開示は、JTU公式サイトと公式SNS等において積極的に開示している。 ・当ガバナンスコードの遵守状況に関しては、適時JTU公式サイトにて開示する。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
31	【原則8】利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反管理規程を設置しHPに公開。規程第4条（利益相反行為の禁止） 「理事は、JTUとの利益相反行為を原則禁止とする。」と定めている。相反事案に対しては、利益相反管理規程に基づき、厳格に管理をしている。 理事・監事・役職員に対しては利益相反ポリシーの周知及び利益相反自己申告書の提出を年度毎に実施する。	101) JTU利益相反管理規程
32	【原則8】利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・配置済＝「利益相反ポリシー」を2020年3月25日に設置しHPに公開。	100) JTU利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
33	【原則9】 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・配置済 = 2013年6月19日より「通報相談処理規程」施行しHPに公開。	91) 通報相談窓口 90) 通報相談処理規程 111) HP掲載とSNS周知事例、加盟団体への周知事例 112) 通報相談窓口 説明資料
34	【原則9】 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・整備済 = 有識者である専門職の特定行政書士を担当窓口として配置している。	91) 通報相談窓口 90) 通報相談処理規程 111) 通報相談窓口 (HP掲載とSNS周知事例、加盟団体への周知事例) 112) 通報相談窓口 説明資料 (コーチングシンポジウム) 113) 通報相談窓口 説明資料 (地域ブロック)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
35	【原則10】 懲罰 制度を構築すべき である	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手順を定め、周知すること	「倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則」において、懲罰にかかる禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手順を定め、JTUHPに公開を行い、周知している。 禁止行為は同規程第3条・4条・6条、処分対象者は第2条、処分の内容及び処分に至るまでの手順は第7条・8条に定めている。違反する事案に応じて、加盟団体、倫理委員会の調査（委員会細則第4条）を経て理事会が処分審査を行うほか、必要に応じ第三者機関に調査を依頼を行う。また、同規程第7条においても、処分の決定をする前に必ず当事者に対し聴聞又は弁明の機会を与えることも定めている。	89) 倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則
36	【原則10】 懲罰 制度を構築すべき である	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・整備済 = 加盟団体、倫理委員会の調査（委員会細則第4条）を経て理事会が処分審査をおこなう。また、必要に応じ第三者機関に調査を依頼することもできる。	89) 倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
37	【原則11】選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・整備済 = 改定「倫理コンプライアンス規程」第13条（仲裁）・「競技規則」第146条（仲裁）にて明文化。	89) 倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則 70) JTU競技規則
38	【原則11】選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・公表済 = 「倫理コンプライアンス規程」「競技規則」ウェブサイト https://www.jtu.or.jp/join/rule/ にて公表。また、「競技規則」の「主催公認大会用の承諾書」9、(紛争の解決)に掲載し周知させる。	89) 倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則 70) JTU競技規則 71) 主催公認大会用の承諾書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
39	【原則12】 危機 管理及び不祥事 対応体制を構築す べきである。	(1) 有事のための危機管理体 制を事前に構築し、危機管理マ ニュアルを策定すること	・危機管理委員会を設置し、危機管理体制は構築。リスク管理規程を定め、緊急事態への対応フローを整備している。また、主催大 会運営に際する危機管理対応については、リスク管理規程に定める内容の他に、随時、大会運営マニュアルに危機管理フローを明記 し大会中に発生した事故等の対応に備えている。	92) リスク管理規程 72) 危機管理委員名簿 73) 大会運営マニュアル 34) イベント・オーガナイザーズ・マニュアル (EOM) 70) JTU競技規則 123) 新型コロナウイルス感染症対策としてのスポーツ活動再開ガイドライン (一覧公開ペー ジ)
40	【原則12】 危機 管理及び不祥事 対応体制を構築す べきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、 事実調査、原因究明、責任者の 処分及び再発防止策の提言につ いて検討するための調査体制を速 やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年 以内に不祥事が発生した場合の み審査を実施	審査書類提出時から過去4年以内に法令違反等の不祥事は発生していない。	
41	【原則12】 危機 管理及び不祥事 対応体制を構築す べきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応 として外部調査委員会を設置す る場合、当該調査委員会は、独立 性・中立性・専門性を有する外部 有識者 (弁護士、公認会計士、 学識経験者等) を中心に構成す ること ※審査書類提出時から過去4年 以内に外部調査委員会を設置し た場合のみ審査を実施	審査書類提出時から過去4年以内に法令違反等の不祥事は発生していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2023年度 自己説明	証憑書類
42	【原則13】 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・JTU加盟団体規程を整備し、加盟団体組織の定義と権利と義務を第3・4条に明記し、権限関係などを明確にしている。 ・JTU業務執行理事（理事）が47加盟団体から構成されるJTU地域ブロック協議会（10ブロック）会議（年1-2回程度）に参加し、指導助言を含めた支援の説明を実施している。 ・加盟団体法人化に向けたプロジェクトを立ち上げ、説明会、規程の統一化、支援金などの支援を実施し、現在47加盟団体（都道府県）の内、18都道府県が法人化するに至った。さらに、2県が法人化への具体的手続きに入っている。 ・都道府県毎にコンプライアンス担当者を1名配置し、中央競技団体のコンプライアンス委員会との連携を緊密化し、都道府県加盟団体内でのコンプライアンス教育関連の促進を図る。さらに、コンプライアンス関連案件の発生時における迅速で適切な対処ができる態勢を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> 8) 定款（第3章） 81) 細則（第5章） 102) 加盟団体規程（第3・4条） 76) JTU地域ブロックガバナンス研修会
43	【原則13】 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・各加盟団体との事務局長会議などの開催や地域ブロック会議への執行理事の派遣と研修会の実施などにより情報共有や事務局支援を行っている。 ①JTU地域ブロックガバナンス研修会 ②JTU全国加盟団体会議 ③JTUトライアスロン・パラトライアスロンフォーラム ④JTUトライアスロン・パラトライアスロンコーチングシンポジウム 	<ul style="list-style-type: none"> 75) 配布説明スライド資料 76) JTU地域ブロックガバナンス研修会 77) JTU全国加盟団体会議 78) JTUトライアスロン・パラトライアスロンフォーラム 79) JTUトライアスロン・パラトライアスロンコーチングシンポジウム